



# 鳥取県公報

平成13年3月28日(水)  
号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（工業振興課）..... 3
	鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則（経営指導課）..... 4
	鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則（漁港課）..... 7
	鳥取県立鳥取海友館管理規則の一部を改正する規則（港湾課）..... 9
<b>訓 令</b>	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（職員課）.....12
<b>教委規則</b>	鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則（体育保健課）.....14
<b>教委訓令</b>	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（総務課）.....17
<b>公安規則</b>	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）.....20
	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）.....21
<b>人委規則</b>	職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（給与課）.....33
	任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（ " ）.....54

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。

	区 分	単 位	金 額
1 分析機械	原子吸光分光光度計	1 時間につき	570 円
	ファットメータ	1 時間につき	90 円
2 試験機械	イオンプレーティング装置	1 時間につき	2,500 円
	表面平滑度試験機	1 時間につき	270 円
	大型環境試験機	1 時間につき	2,250 円
3 測定機械	三次元測定機	1 時間につき	680 円
	交流磁気特性試験装置	1 時間につき	170 円
	音響拡散解析装置	1 時間につき	1,040 円
	複合系インピーダンス測定装置	1 時間につき	310 円
	複合振動衝撃試験機	1 時間につき	790 円
	半導体直流特性試験装置	1 時間につき	330 円
4 加工機械	微細パターン描画装置	1 時間につき	600 円
	三次元環境シミュレータ	1 時間につき	890 円
	デジタルメディア編集装置	1 時間につき	540 円
	繊維叩解装置	1 時間につき	230 円
	シート作成装置	1 時間につき	760 円
	実験用熱圧プレス	1 時間につき	840 円
	魚肉採取機	1 時間につき	190 円
	サンドブラスト	1 時間につき	400 円
レーザー加工機	1 時間につき	630 円	

2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 筆記試験の方法を次のとおり改めることとした。(第3条関係)

	改 正 後	現 行
必 須 項 目	択一式又は記述式試験(2項目)	択一式又は記述式試験(1項目)
基礎選択項目	廃止	択一式又は記述式試験(1項目)
専門選択項目	廃止	択一式又は記述式試験(3項目)及び論文試験(1項目)
選 択 項 目	択一式又は記述式試験(2項目)及び論文試験(1項目)	

## 2 筆記試験項目を次のとおり改めることとした。(別表関係)

必須項目	選 択 項 目
教育概論	作物 園芸 畜産 土壌肥料 植物病理及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種
農業概論	生命工学 生物化学 食品化学及び食品加工 マーケティング論 農業経済 家庭
(農業技術概論、 農政事情、農業経 営及び生活経営)	経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

## 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

- 1 船舟の入出港に係る届出及び報告に関する規定を削除することとした。(第9条関係)
- 2 漁港の区域内における水面又は土地の占用の許可の期間を3年以内(現行 1年以内)とすることとした。(第14条関係)
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立鳥取港海友館の利用申込み等に関する規定を削除することとした。  
(第4条、第6条～第8条、様式第1号、様式第2号関係)
- 2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第16号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）			
	区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額
1 分析機械	略			1 分析機械	略		
	熱分析装置	1 時間 につき	1,610 円		熱分析装置	1 時間 につき	1,610 円
	原子吸光分光光度計	1 時間 につき	570 円				
	ファットメータ	1 時間 につき	90 円				
2 試験機械	略			2 試験機械	略		
	塩乾湿複合サイクル試験機	1 時間 につき	340 円		塩乾湿複合サイクル試験機	1 時間 につき	340 円
	イオンレーティング装置	1 時間 につき	2,500 円				
	表面平滑度試験機	1 時間 につき	270 円				
	大型環境試験機	1 時間 につき	2,250 円				
3 測定機械	略			3 測定機械	略		
	分光式色差計	1 時間 につき	120 円		分光式色差計	1 時間 につき	120 円
	三次元測定機	1 時間 につき	680 円				
	交流磁気特性試験装置	1 時間 につき	170 円				
	音響拡散解析装置	1 時間 につき	1,040 円				
	複合系イオンガン測定装置	1 時間 につき	310 円				
	複合振動衝撃試験機	1 時間 につき	790 円				
	半導体直流特性試験装置	1 時間 につき	330 円				

4 加工機械	略		
	高速振動試料粉碎機	1時間 につき	40円
	微細パターン描画装置	1時間 につき	600円
	三次元環境シミュレータ	1時間 につき	890円
	デジタルメディア 編集装置	1時間 につき	540円
	繊維叩解装置	1時間 につき	230円
	シート作成装置	1時間 につき	760円
	実験用熱圧プレス	1時間 につき	840円
	魚肉採取機	1時間 につき	190円
	サンドブラスト	1時間 につき	400円
	レーザー加工機	1時間 につき	630円

備考 略

4 加工機械	略		
	高速振動試料粉碎機	1時間 につき	40円

備考 略

## 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第17号

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和59年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(筆記試験の方法)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する筆記試験の必須項目及び選択項目は、それぞれ別表の左欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述式試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。</p> <p>3 選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあっては2項目を、論文試験にあっては1項目を、それぞれ別表の右欄に掲げる選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができるものとする。</p>	<p>(筆記試験の方法)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する筆記試験の必須項目、基礎選択項目及び専門選択項目は、それぞれ別表の左欄、中欄及び右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述式試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。</p> <p>3 基礎選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験とし、受験者は、別表の中欄に掲げる基礎選択項目のうちから1項目を選択するものとする。</p> <p>4 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、別表の中欄に掲げる基礎選択項目に応じ、択一・記述試験にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を、それぞれ同表の右欄に掲げる専門選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができるものとする。</p>

別表（第3条関係）

必須項目	選 択 項 目
<p>教育概論</p> <p>農業概論 (農業技術概論、農政事情、農業経営及び生活経営)</p>	<p>作物 園芸 畜産 土壤肥料 植物病理及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工学 生物化学 食品化学及び食品加工 マーケティング論 農業経営 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理</p>

別表（第3条関係）

必須項目	基礎選択項目	専門選択項目
教育概論	農業経営	<p>作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 植物生理 土壤肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 畜産 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理</p>
	生活経営	<p>被服衛生及び被服管理、労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報処理</p>

様式第1号 (第2条関係)

受 験 願 書

職 氏 名 様 収 入 証 紙  
は り 付 け 欄

改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて  
出願します。

年 月 日

現住所

連絡先 電話番号

氏 名

年 月 日生

選 択 項 目	
択一・記述試験	論 文 試 験

様式第1号 (第2条関係)

受 験 願 書

職 氏 名 様 収 入 証 紙  
は り 付 け 欄

改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて  
出願します。

年 月 日

現住所

連絡先 電話番号

氏 名

年 月 日生

基礎選択項目	専 門 選 択 項 目	
	択一・記述試験	論 文 試 験

様式第3号 (第4条関係)

年 度 第 号

合 格 証 書

氏 名

年 月 日生

改良普及員資格試験に合格したことを証明する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第3号 (第4条関係)

年 度 第 号

合 格 証 書

氏 名

年 月 日生

改良普及員資格試験に合格したことを証明する。

基礎選択項目

年 月 日

職 氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第18号**

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 9 条 削除</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第14条 法第39条第 1 項の規定による水面又は土地の占用の許可の期間は、<u>3 年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>様式第 7 号及び様式第 8 号 削除</p>	<p><u>(入出港届)</u></p> <p>第 9 条 <u>条例第14条第 1 項の規定による届出は、第 7 号様式によるものとする。</u></p> <p><u>2 条例第14条第 2 項の規定による報告は、第 8 号様式によるものとする。</u></p> <p>(占用の期間)</p> <p>第14条 法第39条第 1 項の規定による水面又は土地の占用の許可の期間は、<u>1 年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第 7 号様式 (第 9 条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">入 (出) 港届</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">漁港に入港した（漁港を出港する）ので、鳥取県漁港管理条例第14条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者 船長</p>

漁 港 名			
船 名		危険物等の 積載の有無	
漁船(船舶) 登録番号		揚荷又は積 荷の種類及 び数量	kg
総トン数	トン	入 港 日 時	年 月 日 時
馬 力	馬力	出 港 日 時	年 月 日 時
所有者又は 使用者の住 所及び氏名			

第 8 号様式 (第 9 条関係)

入出港状況報告書

職 氏 名 様

鳥取県漁港管理条例第14条第2項の規定により、  
月分の入出港状況を次のとおり報告します。

年 月 日

住所

報告者

氏名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

漁 港 名				
船 名	漁船(船舶) 登録番号	総トン数 及び馬力数	トン 馬力	
出 港 日 時	年 月 日 時	揚荷種類 及び数量	kg	摘要
入 港 日 時	年 月 日 時			

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。





「利用者」という。) に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第7条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) その他海友館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 70歳以上の者が利用するとき。
  - (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。
  - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。
  - (4) その他知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項第4号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 略

(委任)

第9条 略

様式第1号（第4条関係）

(年月日) (番号)

海友館入館券

( )

備考 ( )欄は、利用の区分に応じ、次のように表示する。

- (1) 児童又は中学校の生徒で個人の場合

.....個・小

当日限り有功
¥ _____
(年月日) (番号)
入館券控
(        )
¥ _____

- (2) 児童又は中学校の生徒で団体の場合  
.....団・小
- (3) 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場合  
.....個・大
- (4) 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合  
.....団・大

様式第2号 (第8条関係)

鳥取県立鳥取港海友館使用料減免申請書

職 氏 名 様

次のとおり鳥取県立鳥取港海友館の使用料を減免してくださるよう申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号



入 館 年 月 日	年 月 日
入 館 人 員	
引 率 責 任 者 氏 名	
使 用 料 の 額	
減 免 申 請 の 額	
減免を必要とする理由	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 引率責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第1号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式		別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式	
第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合		第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合	
1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）		1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、 <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第1号）第5条第1項の規定により採用する場合を除く。</u> ）	
(ア)		(ア)	
鳥取県.....に任命する .....職.....級に決定する	(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。 <u>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）を採用する場合を除く。</u>	鳥取県.....に任命する .....職.....級に決定する	(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。
.....号給を給する	枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。	.....号給を給する	枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。
.....勤務を命ずる	所属部課所の長への採用の場合を除く。	.....勤務を命ずる	所属部課所の長への採用の場合を除く。
(イ)		(イ)	
.....を命ずる <u>任期は.....年.....月.....日までとする</u>	(イ) 職名とする。 <u>任期付研究員を採用する場合に限る。</u>	.....を命ずる	(イ) 職名とする。
2 昇任（現に有する職より上位の職を命ずる場合）		2 昇任（現に有する職より上位の職を命ずる場合）	
.....勤務を命ずる	所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への昇任の場合を除く。	.....勤務を命ずる	所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への昇任の場合を除く。
.....を命ずる		.....を命ずる	
期限（任期）の定めのない職員となる	職員の定年等に関する条例第4条第	期限（任期）の定めのない職員となる	職員の定年等に関する条例第4条第

<p>3 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合)  .....勤務を命ずる   .....を命ずる  期限(任期)の定めのない職員となる</p> <p>4 配置換 (昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。)  .....勤務を命ずる   .....を命ずる   期限(任期)の定めのない職員となる</p> <p>1週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>5～14 略</p> <p>15 免職 (地方公務員法第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合)  地方公務員法第28条第1項第...号の規定により免職する</p> <p>16～30 略</p> <p>31 再任用 (地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合)  鳥取県.....に再任用する  .....職.....級に決定する   .....勤務を命ずる   .....を命ずる  任期は...年...月...日までとする  1週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>32 任期更新</p>	<p>1項の規定により引き続いて勤務している職員 (以下「勤務延長職員」という。) 又は<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> (以下「再任用職員」という。) が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p><u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p> <p>所属部課所の長への再任用の場合を除く。</p> <p><u>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</u></p>	<p>3 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合)  .....勤務を命ずる   .....を命ずる  期限(任期)の定めのない職員となる</p> <p>4 配置換 (昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。)  .....勤務を命ずる   .....を命ずる   期限(任期)の定めのない職員となる</p> <p>5～14 略</p> <p>15 免職 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合)  地方公務員法第28条第1項第...号の規定により免職する</p> <p>16～30 略</p> <p>31 再任用 (職員の定年等に関する条例第5条第1項の規定により採用する場合)   鳥取県.....に再任用する  .....職.....級に決定する  .....号給を給する   .....勤務を命ずる   .....を命ずる  任期は...年...月...日までとする</p> <p>32 任期更新 (職員の定年等に関する</p>	<p>1項の規定により引き続いて勤務している職員 (以下「勤務延長職員」という。) 又は<u>同条例第5条第1項の規定により採用されている職員</u> (以下「再任用職員」という。) が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>校外の場合には「特に...円を給する」とする。</p> <p>所属部課所の長への再任用の場合を除く。</p>
---	--	--	---

<p>再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p><u>地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</u></p>	<p>条例第5条第2項の規定により再任用の任期を更新する場合) 再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p>
<p>任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p><u>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</u></p>	
<p>33 任期満了退職</p>		<p>33 <u>再任用退職(再任用職員が任期の満了により退職する場合)</u></p>
<p>再任用の任期の満了による退職</p>	<p><u>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。</u></p>	<p>再任用の任期の満了による退職</p>
<p>任期付研究員の任期の満了による退職</p>	<p><u>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</u></p>	
<p>34～43 略</p>		<p>34～43 略</p>
<p>44 昇格(職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合) .....職.....級に決定する .....号級を給する</p>	<p><u>再任用職員の昇格の場合を除く。</u></p>	<p>44 昇格(職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合) .....職.....級に決定する .....号級を給する</p>
<p>45 降格(職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合) .....職.....級に決定する .....号給を給する</p>	<p><u>再任用職員の降格の場合を除く。</u></p>	<p>45 降格(職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合) .....職.....級に決定する .....号給を給する</p>
<p>第2～第4 略</p>		<p>第2～第4 略</p>

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目(以下「移動様式細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目(以下「移動後様式細目」という。)が存在する場合には、当該移動様式細目を当該移動後様式細目とし、移動様式細目に対応する移動後様式細目が存在しない場合には、当該移動後様式細目を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の細目の表示を除く。)を加える。

改正後

改正前

様式第3号 (第5条関係)

利 用 券

その1 個人用 (回数券又は1月利用券によらないで利用する場合) 略

その2 個人用 (回数券により利用する場合)

(入館時間) (退館時間)	(温水・冷水)	No. _____
個 人 利 用 券 (回数券)		
年 月 日 ( )		
超過料金 ¥ _____		
鳥取県営 (鳥取・米子) 屋内プール		

表

裏

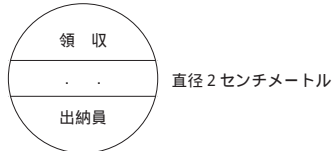
- この券に領収印又は減免印のないものは、使えません。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- この券は、退館の際必ず返却してください。
- この券をなくしたり、破ったり、汚したりしたときは、再発行はしません。

備考 1 この回数券は、11枚を1つづりとし、( ) 欄に1から11までの番号を記入する。

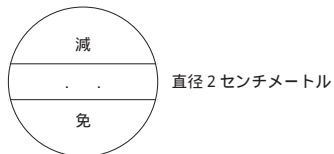
2 印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 幼児 ..... 幼
- (2) 児童又は中学校の生徒 ..... 小・中
- (3) 高等学校の生徒 ..... 高
- (4) 学生又は一般人 ..... 一般

3 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



4 心身に障害を有する者及びその介護者、休日等に利用する幼児、児童又は生徒、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



その3 個人用 (1月利用券により利用する場合)

様式第3号 (第5条関係)

利 用 券

その1 個人用 略

表

No. _____		No. _____
	個人利用券 (1月利用券)	
	利用期間	
	年 月 日から	
利用券控	年 月 日まで	¥ _____
¥ _____	住 所	
	氏 名	
	鳥取県営 (鳥取・米子) 屋内プール	

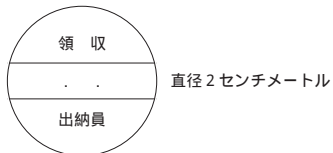
裏

- 1 この利用券に領収印又は減免印のないものは、使えません。
- 2 この利用券は、入館するとき及び退館するときに、係員に見せてください。
- 3 この利用券は、記名者のほかは利用できません。
- 4 この利用券は、プールが貸切り等で利用されている場合には、使用できないことがあります。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この利用券をなくしたり、破ったり、汚したりしたときは、すぐに届けてください。

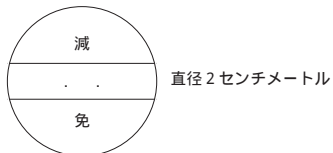
備考 1 印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 幼児 ..... 幼
- (2) 児童又は中学校の生徒 ..... 小・中
- (3) 高等学校の生徒 ..... 高
- (4) 学生又は一般人 ..... 一般

2 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



3 心身に障害を有する者及びその介護者、休日等に利用する幼児、児童又は生徒、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



その4 団体用  
略

その2 団体用  
略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。



# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年 3月28日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

### 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p>(ア) 鳥取県.....に任命する .....職.....級に決定する</p> <p>.....号給を給する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>(イ)</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、職員<del>の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第1号）</del>第5条第1項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p>(ア) 鳥取県.....に任命する .....職.....級に決定する</p> <p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p>.....号給を給する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>(イ)</p>

<p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p> <p>2 昇任 (現に有する職より上位の職を命ずる場合) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる 1 週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>3 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる 1 週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>4 配置換 (昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる 1 週間の勤務時間は.....時間とする</p> <p>5～14 略</p> <p>15 免職 (地方公務員法第28条第1項の規定により職員に意に反して免職する場合)</p> <p>地方公務員法第28条第1項第.....号の規定により免職する</p> <p>16～30 略</p> <p>31 再任用 (地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合) 鳥取県.....に再任用する .....職.....級に決定する .....号給を給する</p>	<p>(イ) 職名とする 任期付研究員を採用する場合には限る。</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。ただし、所属課所の長への昇任の場合を除く。</p> <p>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の1週間の勤務時間を変更する場合には限る。</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合には限る。</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。ただし、所属課所の長への配置換の場合を除く。職名を変更する場合には限る。 再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合には限る。</p>	<p>.....を命ずる</p> <p>2 昇任 (現に有する職より上位の職を命ずる場合) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる</p> <p>3 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる</p> <p>4 配置換 (昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。) 鳥取県.....に任命する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる</p> <p>5～14 略</p> <p>15 免職 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第1項の規定により職員に意に反して免職する場合) 地方公務員法第28条第1項第.....号の規定により免職する</p> <p>16～30 略</p> <p>31 再任用 (職員の定年等に関する条例第5条第1項の規定により採用する場合) 鳥取県.....に再任用する .....職.....級に決定する .....号給を給する</p>	<p>(イ) 職名とする</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。</p> <p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合には限る。ただし、所属課所の長への配置換の場合を除く。職名を変更する場合には限る。</p> <p>梓外の場合には「特に.....円を給する」とする。</p>
--	--	--	---

<p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする <u>1週間の勤務時間は.....時間とする</u></p> <p>32 任期更新</p> <p>再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p>任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p>33 任期満了退職</p> <p>再任用の任期の満了による退職</p> <p>任期付研究員の任期の満了による退職</p> <p>34～44 略</p> <p>45 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） .....職...級に決定する .....号給を給する</p> <p>46 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合） .....職.....級に決定する .....号給を給する</p> <p>47及び48 略 第2及び第3 略</p>	<p>所属課所の長への再任用の場合を除く。</p> <p>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p>地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p> <p>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>再任用職員の昇格の場合を除く。</p> <p>再任用職員の降格の場合を除く。</p>	<p>.....勤務を命ずる</p> <p>.....を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p> <p>32 任期更新（職員<sup>の定年等に関する条例第5条第2項の規定により再任用の任期を更新する場合</sup>）</p> <p>再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p>33 再任用退職（職員<sup>の定年等に関する条例第5条第1項の規定により採用されている職員が任期の満了により退職する場合</sup>）</p> <p>再任用の任期の満了による退職</p> <p>34～44 略</p> <p>45 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） .....職...級に決定する .....号給を給する</p> <p>46 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合） .....職.....級に決定する .....号給を給する</p> <p>47及び48 略 第2及び第3 略</p>	<p>所属課所の長への再任用の場合を除く。</p>
---	--	---	---------------------------

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

### 鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 警察署協議会に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p>	<p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p>

(22) 略

(捜査第一課の所掌事務)

第8条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(11) 略

(12) 犯罪統計に関すること。

(13) 略

(23) 略

(捜査第一課の所掌事務)

第8条 捜査第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(11) 略

(12) 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(道路の使用の許可) 第12条 略</p> <p><u>(道路使用許可申請書の添付書類)</u> 第13条 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 当該申請に係る行為の位置図 (2) 当該申請に係る行為の場所及びその付近の見取図 (3) 当該申請に係る行為の方法及び形態を具体的に説明する資料</p> <p>第5章 運転免許</p>	<p>(道路の使用の許可) 第12条 略</p> <p>第5章 運転免許</p> <p>第13条 削除</p>

別記様式第1号 (第3条関係)

通 行 禁 止  
駐 車 禁 止 除外車指定申請書  
時間制限駐車区間規制

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

車両の種類	車両登録番号	
除外の期間	年 月 日から	年 月 日まで
除外する区域又は区間		
指定を必要とする理由		

第 号

通 行 禁 止  
駐 車 禁 止 除 外 車 指 定 証  
時間制限駐車区間規制

上記のとおり指定します。ただし、次の条件に従ってください。

条件

年 月 日  
鳥取県公安委員会 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第1号 (第3条関係)

通 行 禁 止  
駐 車 禁 止 除外車指定申請書  
時間制限駐車区間規制

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

車両の種類	車両登録番号	
除外の期間	年 月 日から	年 月 日まで
除外する区域又は区間		
指定を必要とする理由		

第 号

通 行 禁 止  
駐 車 禁 止 除 外 車 指 定 証  
時間制限駐車区間規制

上記のとおり指定する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日  
鳥取県公安委員会 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号の2 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

(表)

(指定)番号第 号  
(届出)

(緊急自動車)・(指定証)  
(道路維持作業用自動車)・(届出確認証)

年 月 日

鳥取県公安委員会 ㊟

下記のとおり(緊急自動車)として(指定証)します。  
(道路維持作業用自動車)として(届出のあったことを確認)する。

用 途			
自 動 車 を 用 す る 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
自動車の種類、 車名及び型式	種 類	車 名 ・ 型 式	
自動車登録番号 又は車両番号			
自動車の使用の本拠 の位置及び名称			

別記様式第2号の2 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

(表)

(指定)番号第 号  
(届出)

(緊急自動車)・(指定証)  
(道路維持作業用自動車)・(届出確認証)

年 月 日

鳥取県公安委員会 ㊟

下記のとおり(緊急自動車)として(指定証)する。  
(道路維持作業用自動車)として(届出のあったことを確認)する。

用 途			
自 動 車 を 用 す る 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
自動車の種類、 車名及び型式	種 類	車 名 ・ 型 式	
自動車登録番号 又は車両番号			
自動車の使用の本拠 の位置及び名称			

(裏)

備考

- 1 この指定証（届出確認証）は、緊急自動車又は道路維持作業用自動車に常に備え付けてください。
- 2 記載事項に変更を生じたときは、速やかに訂正を受けてください。
- 3 この指定証（届出確認証）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請をしてください。
- 4 緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったときは、この指定証（届出確認証）を返納してください。
- 5 指定証（届出確認証）の再交付を受けた後、亡失した指定証（届出確認証）を発見したときは、当該指定証（届出確認証）を返納してください。

(裏)

備考

- 1 この指定証（届出確認証）は、緊急自動車又は道路維持作業用自動車に常に備え付けておくこと。
- 2 記載事項に変更を生じたときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 この指定証（届出確認証）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請をすること。
- 4 緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったときは、この指定証（届出確認証）を返納してすること。
- 5 指定証（届出確認証）の再交付を受けた後、亡失した指定証（届出確認証）を発見したときは、当該指定証（届出確認証）を返納してすること。

別記様式第3号（第6条関係）

駐 車 許 可 申 請 書	
年 月 日	
警 察 署 長 様	
申請者	住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあってはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
車 両 の 種 類	車 両 登 録 番 号
駐車の期間及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
駐 車 の 場 所	
駐車を必要とする理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可します。ただし、次の駐車の方法及び条件に従ってください。	
1 駐車の方法	
2 条 件	
年 月 日	
警察署長 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第3号（第6条関係）

駐 車 許 可 申 請 書	
年 月 日	
警 察 署 長 様	
申請者	住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
車 両 の 種 類	車 両 登 録 番 号
駐車の期間及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
駐 車 の 場 所	
駐車を必要とする理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の駐車の方法及び条件に従うこと。	
1 駐車の方法	
2 条 件	
年 月 日	
警察署長 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号 (第20条関係)

臨時適性検査通知書 年 月 日	
住所 様 鳥取県公安委員会 印	
道路交通法第102条の規定による臨時適性検査を行う必要があるため下記のとおり通知します。	
記	
検査の日時	年 月 日 時
検査の場所	
臨時適性検査を必要とする理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号の2 (第21条関係)

取消処分者講習受講申出書 年 月 日	
鳥取県公安委員会 様 住所 氏名 印	
道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けることを申し出ます。	
本籍・国籍	
生年月日	年 月 日 ( 歳 )
連絡先、電話番号	
欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた免許の種類	大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 自 自 ん 型 通 特 ん 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二
交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	4 輪      2 輪      原付
手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥ _____	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第10号 (第20条関係)

臨時適性検査通知書 昭和 年 月 日	
様 鳥取県公安委員会 印	
道路交通法第102条の規定による臨時適性検査をするので下記により出頭されたい。	
記	
出頭の日時	年 月 日 時
出頭の場所	
臨時適性検査を必要とする理由	

別記様式第10号の2 (第21条関係)

取消処分者講習受講申出書 年 月 日	
鳥取県公安委員会 様 住所 氏名 印	
道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けることを申し出ます。	
本籍・国籍	
生年月日	年 月 日 ( 歳 )
連絡先、電話番号	
欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた免許の種類	大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 自 自 ん 型 通 特 ん 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二
交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	4 輪      2 輪      原付
手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥ _____	



別記様式第11号 (第21条関係)

停止処分者講習受講申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所  
氏名 印

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けることを申し出ます。

処分通知書番号	No.
免許の効力の停止 (免許の保留、自動車等の運転禁止) の期間	年 月 日から
	年 月 日まで ( 日間)

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥ _____	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第11号 (第21条関係)

停止処分者講習受講申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所  
氏名 印

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けることを申し出ます。

処分通知書番号	No.
免許の効力の停止 (免許の保留、自動車等の運転禁止) の期間	年 月 日から
	年 月 日まで ( 日間)

手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥ _____	

別記様式第12号 (第22条関係)

運転免許証返納届

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

氏名 印

続柄 (本人・その他 \_\_\_\_\_)

返納する免許証の記載事項	住所	
	氏名 (ふりがな)	年 月 日
	生年月日	
免許の種別		
免許証番号及び交付年月日	第 _____ 号 年 月 日交付	
返納理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第12号 (第22条関係)

運転免許証返納届

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会 様

氏名 印

免許を受けている	住所	
	氏名 (ふりがな)	年 月 日
	生年月日	
免許の種別		
免許証番号及び交付年月日		
返納理由		

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2(第3条関係)

(1)

表

← 18センチメートル →

13センチメートル

番号 \_\_\_\_\_

通 行 禁 止  
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車  
時間制限駐車区間規制

車両登録番号 \_\_\_\_\_

除外する区域又は区間 \_\_\_\_\_

有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日

鳥取県公安委員会 印

裏

注 意 事 項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に提出してください。
- 3 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。

備考 用紙の色は黄色とし、文字の色は黒色とする。

(2)

表

← 18センチメートル →

番号 \_\_\_\_\_

**駐車禁止除外指定車**  
(身体障害者使用車)

車両登録番号 \_\_\_\_\_

有効期限	年	月	日まで
発行日	年	月	日

鳥取県公安委員会 印

↑ 13センチメートル ↓

裏

注 意 事 項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に提出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。

使用者 \_\_\_\_\_

備考 用紙の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(3)

表

← 18センチメートル →

番号 \_\_\_\_\_

**駐車禁止除外指定車**  
(紫外線要保護者使用車)

車両登録番号 \_\_\_\_\_

有効期限                      年      月      日まで  
除外時間                      昼間 (日の出から日没まで) に限る。  
発行日                              年      月      日

鳥取県公安委員会 印

↑ 13センチメートル ↓

裏

注 意 事 項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に提出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。

使用者 \_\_\_\_\_

備考 用紙の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 (第14条関係)

自動車運転免許条件解除 (変更) 申請書	
年 月 日	
鳥 取 県 公 安 委 員 会 様	
氏 名 <span style="float: right;">⑩</span>	
解除 (変更) を 受けようとする 免 許 の 種 別	
免 許 証 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日
現に付されてい る 条 件	
住 所	
ふり がな 氏 名 生 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号(第16条関係)

道路交通法施行令第34条による指定教習所指定申請書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
鳥 取 県 公 安 委 員 会      様  <div style="text-align: right;">住 所</div>	
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
指定を受けようとする教習所の名称と所在地	
管 理 者	本 籍
	住 所
	氏 名
添 付 書 類	年 月 日生
添 付 書 類	

備考 申請書には、教習所の施設、設備、教習計画、指導員の履歴を明らかにする書類を添付するものとし、添付書類欄には、添付する書類名を記載してください。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 (第19条関係)

<p>自動車運転免許試験合格取消通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 印</p> <p>あなたは、 月 日施行の運転免許試験 ( ) に合格されましたが、この合格は次の理由によって取消しましたので通知します。</p>	
理 由	
<p>既に交付されている次の免許証は、速やかに返納してください。</p>	
運転免許の種類	
運転免許証番号	第 号
及び交付年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

教示 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議の申立てをすることができます。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号 (附則第3項関係)

運 転 技 能 等 審 査 申 請 書			
年 月 日			
鳥 取 県 公 安 委 員 会 様			
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
現 に 有 す る 免 許	住 所		
	(ふりがな)		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )	
	免 許 の 種 別	免 許 の 種 別	免 許 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
免許証番号及び 交 付 年 月 日	第 号	年 月 日交付	
免 許 の 条 件			
審 査 結 果 (申請者記載不要)			

備考 1 この申請書は、審査未済の審査申請に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書、申出書及び返納届については、当分の間、この規則による改正後の鳥取県道路交通法施行細則に規定する様式による申請書、申出書又は返納届とみなす。



## 人事委員会規則

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

### 鳥取県人事委員会規則第1号

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料の支給) 第2条 略	(給料の支給) 第2条 略
<u>(再任用短時間勤務職員の給料月額<span>の端数計算</span>)</u> 第2条の2 <u>職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u> について、同条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、 <u>その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u>	
第3条 給与条例第5条に規定する計算期間(以下「計算期間」という。)中給料の支給期日後において、新たに職員となった者及び計算期間中給料の支給期日前において、退職し又は死亡した職員の給料は、その際支給する。	第3条 <u>職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)</u> 第5条に規定する計算期間(以下「計算期間」という。)中給料の支給期日後において、新たに職員となった者及び計算期間中給料の支給期日前において、退職し又は死亡した職員の給料は、その際支給する。

第19条の3 給与条例第13条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間（給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）以外の時間とする。

(1)～(3) 略

2 給与条例第13条第3項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)

第23条 略

2 給与条例第16条第1項及び第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第11条に規定する漁労手当、同条例第16条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第24条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特務勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）第2条第1号に規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であつて、当該手当の支給の対象となる勤務が、再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。

4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を8で除して得た金額

第19条の3 給与条例第13条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間（給与条例第14条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）以外の時間とする。

(1)～(3) 略

2 給与条例第13条第2項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の25とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)

第23条 略

2 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年11月鳥取県条例第39号）に規定する特殊勤務手当のうち同条例第11条に規定する漁労手当、同条例第16条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第24条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特務勤務手当に関する条例（昭和29年7月鳥取県条例第40号）第2条第1号に規定する特殊勤務手当とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を1日の所定勤務時間数（日によって所定勤務時間数が異なる場合には、1週間当たりにおける1日平均所定勤務時間数）で除して得

(3) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(4) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

た金額

(3) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(4) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる作業に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が従事した場合における作業手当(月によって定められたものに限る。)の額は、第1項第1号ア、第2号ア、第3号アの(ア)及びイの(ア)並びに第4号アの(ア)の規定にかかわらず、それぞ</u></p>	<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

れに規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間  
 条例」という。）第2条第2項の規定により定めら  
 れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務  
 時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる作業
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる作業
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる作業
- (4) 条例第3条第1項第5号に掲げる作業

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの</p>

(4)及び(5) 略

3 略

(手当の支給の特例)

第16条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1) 社会福祉業務手当（条例第5条第1項第1号の業務に係るものに限る。）

(2) 医療業務手当（条例第8条第1項第1号の業務に係るものに限る。）

(3) 精神保健福祉業務手当（条例第18条第1項第1号の業務に係るものに限る。）

(4) 訓練指導手当（条例第19条第1項第1号又は第3号の業務に係るものに限る。）

(5) 家畜保健衛生業務手当（条例第27条第1項第1号の業務に係るものに限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあつては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあつては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乗じて得た額とす

(4)及び(5) 略

3 略

(手当の支給の特例)

第16条 略

<u>る。</u>	
<u>4</u> 略	<u>2</u> 略
<u>5</u> 略	<u>3</u> 略
<u>6</u> 略	<u>4</u> 略

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給料の調整を行う職及び調整額)	(給料の調整を行う職及び調整額)
第2条 略	第2条 略
2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額 <del>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額</del> (給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)) <del>にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)</del> 第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。) <del>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</del> とする。 <del>ただし、その額が給料月額<del>の100分の25</del>を超えるときは、給料月額<del>の100分の25</del>に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</del>	

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改正後	改正前
<p>第7条の2 次に掲げる場合において第4条又は第5条の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>第7条の2 次に掲げる場合において第4条又は第5条の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるとき又は部局内の他の職員と著しい不均衡が生ずると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部局内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第5条第1項の規定により職員を採用しようとする場合</u></p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 略</p> <p><u>(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</u></p> <p><u>第8条の2 給与条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める職員は、1月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>第8条 略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第7条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額 <u>(給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。</p> <p>(1)~(6) 略</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(6) 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第2条の3 条例第16条の4第5項(条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が4級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員を除く。)とする。</p> <p>2 条例第16条の4第5項の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員とする。</p> <p>2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員については100分の25とし、支給割合が2種の職を占める職員については100分の15とする。</p>	<p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第2条の3 条例第16条の4第4項(条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が4級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員を除く。)とする。</p> <p>2 条例第16条の4第4項の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。</p> <p>第2条の4 条例第16条の4第4項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員とする。</p> <p>2 条例第16条の4第4項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員については100分の25とし、支給割合が2種の職を占める職員については100分の15とする。</p>
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 成績率は、6月に支給する場合には100分の120(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の160)、12月に支給する場合には100分の110(特定幹部職員にあっては、100分の150)を超えない範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p>
<p>(1) 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 6月に支給する場合には100分の120(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以</p>	



下この条において「特定幹部職員」という。) に  
あつては、100分の160)、12月に支給する場合に  
おいては100分の110 (特定幹部職員にあつては、  
100分の150)

(2) 再任用職員 100分の60 (特定幹部職員にあつ  
ては、100分の80)

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後		改正前																																																																																													
<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等) 第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 この表は、再任用職員(職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員に適用する。</p> <p>別表第1の2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="text-align: left;">行政職給料表</td> <td>9級以上</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">他の給料表</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">公安職給料表</td> <td>10級 9級</td> <td>8級</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>3級 2級 1級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">教育職給料表(1)</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">教育職給料表(2)</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">研究職給料表</td> <td>5級(管理職手当を支給されている者に限る)</td> <td>5級(左記の者を除く) 4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">医療職給料表(1)</td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td></td> <td>2級</td> <td></td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">医療職給料表(2)</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">医療職給料表(3)</td> <td>7級</td> <td>6級</td> <td>5級</td> <td></td> <td>4級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> <td>1級</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この表は、再任用職員に適用する。</p>		略	行政職給料表	9級以上	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	他の給料表										公安職給料表	10級 9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級 2級 1級			教育職給料表(1)	4級	3級		2級			1級			教育職給料表(2)	4級	3級		2級			1級			研究職給料表	5級(管理職手当を支給されている者に限る)	5級(左記の者を除く) 4級	3級		2級		1級			医療職給料表(1)	4級	3級		2級		1級				医療職給料表(2)	7級	6級	5級		4級	3級	2級	1級		医療職給料表(3)	7級	6級	5級		4級	3級	2級	1級		<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等) 第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>		略
略																																																																																															
行政職給料表	9級以上	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級																																																																																						
他の給料表																																																																																															
公安職給料表	10級 9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級 2級 1級																																																																																								
教育職給料表(1)	4級	3級		2級			1級																																																																																								
教育職給料表(2)	4級	3級		2級			1級																																																																																								
研究職給料表	5級(管理職手当を支給されている者に限る)	5級(左記の者を除く) 4級	3級		2級		1級																																																																																								
医療職給料表(1)	4級	3級		2級		1級																																																																																									
医療職給料表(2)	7級	6級	5級		4級	3級	2級	1級																																																																																							
医療職給料表(3)	7級	6級	5級		4級	3級	2級	1級																																																																																							
略																																																																																															

(調整手当に関する規則の一部改正)

第10条 調整手当に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(端数計算)</p> <p>第7条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。条例第16条、<u>第16条の4第4項及び第5項並びに第16条の7第3項</u>に規定する調整手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第7条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。条例第16条、<u>第16条の4第3項及び第4項並びに第16条の7第3項</u>に規定する調整手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第11条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(教職調整額の支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>(再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 <u>職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2</u>に規定する再任用短時間勤務職員について、<u>条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(教職調整額の支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第3条 略</p>

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第12条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、条例第4条第11項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職員 の 区 分</td> <td style="text-align: center;">職務 の 級  号給</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再任用職員 以外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再任用職員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;">9,700</td> <td style="text-align: center;">12,800</td> <td style="text-align: center;">16,300</td> </tr> </table>	職員 の 区 分	職務 の 級  号給	1級	2級	3級	4級	再任用職員 以外 の 職 員	略	略 円	略 円	略 円	略 円	再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあっては、その者の属する職務の級の最高の号給。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務 の 級  号給</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> <td style="text-align: center;">略 円</td> </tr> </table>	職務 の 級  号給	1級	2級	3級	4級	略	略 円	略 円	略 円	略 円
職員 の 区 分	職務 の 級  号給	1級	2級	3級	4級																								
再任用職員 以外 の 職 員	略	略 円	略 円	略 円	略 円																								
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300																								
職務 の 級  号給	1級	2級	3級	4級																									
略	略 円	略 円	略 円	略 円																									

別表第2 教育職給料表(1)の適用を受ける者(第4条関係)

職員の区分	職務の級				
	号給	1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	略	略 円	略 円	略 円	略 円
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第2 教育職給料表(1)の適用を受ける者(第4条関係)

職務の級	号給			
	1級	2級	3級	4級
略	略 円	略 円	略 円	略 円

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第13条 職員の定年等に関する規則(昭和60年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する職員を除く。)の採用は、再任用(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他人事委員会が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年</p>	<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する職員を除く。)の採用は、再任用(条例第5条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他人事委員会が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。)を</p>

退職（条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

- 2 職員の他の職への異動（法第28条の2第4項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員の異動については、この限りでない。

することとなる日以前における採用については、この限りでない。

- 2 職員の他の職への異動（法第28条の2第4項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員（以下「再任用職員」という。）の、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年以内における異動については、この限りでない。

（再任用の制限）

第4条 再任用は、再任用をしようとする者が当該再任用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年を経過する日後には、行うことができない。

（再任用の方法）

第5条 再任用は、選考により行うものとする。

2 人事委員会は、前項に規定する選考を行う権限を任命権者に委任する。

3 任命権者は、定年退職をした日（勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）の後に退職した者にあつては、その退職した日）の翌日以後の期間が1年を超えている者を再任用する場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

（辞令又は通知書の交付）

第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に替えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合  
(2) 勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合

（辞令又は通知書の交付）

第6条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号、第6号又は第10号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に替えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合  
(2) 勤務延長を行う場合

- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(職員への周知)

第5条 略

(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第7条 略

- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- (7) 再任用を行う場合
- (8) 再任用の任期を更新する場合
- (9) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- (10) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(職員への周知)

第7条 略

(報告)

第8条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況並びに前年の5月1日以後の1年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第14条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第2条第2項第3号</u>、第4条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）<u>第2条第2項第1号</u>、第4条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(派遣の対象とならない職員の特例)

第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用された者とする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第2条 条例第2条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用された者とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第15条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条例第4条第2項本文</u>の定めるところに従い週休日（<u>条例第3条第1項</u>に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（<u>条例第5条</u>に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>条例第3条第1項ただし書</u>の規定により週休日を設け、<u>同条第2項</u>の規定により勤務時間を割り振り、<u>条例第4条</u>の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、<u>条例第6条</u>の規定に</p>	<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条例第4条第2項本文</u>の定めるところに従い週休日（<u>条例第3条第1項</u>に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（<u>条例第5条</u>に規定する勤務日をいう。<u>次項及び次条において同じ。</u>）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>条例第3条第2項</u>の規定により勤務時間を割り振り、<u>条例第4条</u>の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、<u>条例第6条</u>の規定により休憩時間を置き、又は<u>条例第7条</u>の規定によ</p>

より休憩時間を置き、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

## 2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

## 第10条 略

2 任命権者は、条例第10条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(休日の代休日の指定)

## 第11条 略

(年次有給休暇の日数)

第11条の2 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項の規定による継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第12条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職

り休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

## 2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

## 第10条 略

(休日の代休日の指定)

## 第11条 略

(年次有給休暇の日数)

第12条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(以下この条において



員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 略

3 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

「基本日数」という。)とする。

2 略

3 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第1号）第5条第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当た

4 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

4 再任用短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

り、当該採用後の勤務が同条例第2条又は第4条の規定による退職以前の勤務と継続するものとされるもの 当該退職の日の属する年の1月1日において有していた年次有給休暇の日数から当該退職の日の属する年の1月1日から当該退職の日までの間において使用した年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

(4) 再任用職員のうち前号の規定に該当する者以外の者 基本日数

4 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第14条 略

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第16条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 市町村教育委員会は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間</p>	<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第2条 市町村教育委員会は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間</p>

の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 略

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第6条 市町村教育委員会は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置き、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 略

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第9条 略

2 市町村教育委員会は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（休日の代休日の指定）

第10条 略

（年次有給休暇の日数）

第10条の2 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1

の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 略

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第6条 市町村教育委員会は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置き、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 略

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第9条 略

（休日の代休日の指定）

第10条 略

項又は第2項の規定により継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。）とする。

2 略

3 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつ

（年次有給休暇の日数）

第11条 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）とする。

2 略

3 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつ

てはこれを切り捨てた日数)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数(再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

てはこれを切り捨てた日数)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第5条第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり、当該採用後の勤務が同条例第2条又は第4条の規定による退職以前の勤務と継続するものとされるもの 当該退職の日の属する年の1月1日において有していた年次有給休暇の日数から当該退職の日の属する年の1月1日から当該退職の日までの間に使用した年次有給休暇の日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数

(4) 再任用職員のうち前号の規定に該当する者以外の者 基本日数

4 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第13条 略

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員(再任用短時間勤務職員を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

4 再任用短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

4 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第13条 略

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

任期付研究員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

## 鳥取県人事委員会規則第2号

## 任期付研究員の採用等に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用除外となる職員)

第2条 条例第3条第3号の人事委員会規則で定める職は、同条第1号又は第2号に掲げる職と同等の業務に従事する職及び公設試験研究機関（条例第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の長又は公設試験研究機関に置かれる分場の長を直接助け、かつ、これらの機関の業務を整理し、又は管理し、若しくは監督する業務に従事する職のうち、人事委員会が任命権者と協議して定めるものとする。

## (異動の制限)

第3条 任命権者は、条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして人事委員会の承認を得た場合に限り、異動させることができる。

## (辞令又は通知書の交付)

第4条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。

- (1) 任期付研究員を採用する場合
- (2) 任期付研究員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付研究員が当然に退職する場合

## (号給の決定の基準)

第5条 第1号任期付研究員（条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）及び第2号任期付研究員（同条第2項に規定する第2号任期付研究員をいう。以下同じ。）の号給の決定に係る同条第3項の人事委員会規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1号任期付研究員 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める号給

ア 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	1号給
イ 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	2号給
ウ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	3号給
エ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合	4号給
オ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合	5号給

カ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合	6号給
---	-----

(2) 第2号任期付研究員 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める号給

ア 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	1号給
イ 博士課程終了後、数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	2号給
ウ 博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	3号給

2 任命権者は、前項の基準に基づき号給を決定する場合において、第1号任期付研究員を2号給以上の号給に決定しようとするとき又は第2号任期付研究員を3号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

(任期付研究員業績手当)

第6条 条例第6条第5項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。

第7条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該任期付研究員業績手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）第11条の規定による期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(裁量勤務の手続等)

第8条 条例第8条第1項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させることができる第1号任期付研究員は、休職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができる者と認められる者に限るものとする。

2 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第1号任期付研究員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、裁量勤務に従事している第1号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨を申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

4 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第1号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

(勤務場所等)

第9条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法に

よる職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

(勤務の状況についての報告)

第10条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)

第11条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)の時間帯とする。

第12条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第11条に規定する年末年始の休日
- (3) 全日にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条に定める休暇が承認された日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員及び任期</p> <p><u>付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。)</u>とする。</p> <p>2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員及び任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員及び任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。</p> <p>別表第1(第2条の3関係)</p>	<p>第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員とする。</p> <p>2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員については、100分の15とする。</p> <p>別表第1(第2条の3関係)</p>



給料表	職 員	加算割合
略		
医療職給料表(3)	略	
任期付研究員条例第6条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第6条第2項の給料表	すべての職員	100分の5

給料表	職 員	加算割合
略		
医療職給料表(3)	略	

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。  
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務(次項において「行政職相当職務」という。)及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第6条第2項に規定する第2号任期付研究員に係る行政職相当職務は、行政職給料表による5級の職務に相当する職務とし、同条第1項に規定する第1号任期付研究員に係る行政職相当職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 6号給以上の給料月額を受ける職員 行政職給料表による11級の職務に相当する職務</p> <p>(2) 5号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による10級の職務に相当する職務</p> <p>(3) 4号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による9級の職務に相当する職務</p>	<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p>

- (4) 3号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による8級の職務に相当する職務
- (5) 2号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による7級の職務に相当する職務
- (6) 1号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による6級の職務に相当する職務

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

4 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年鳥取県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(<u>給与条例第16条の3第1項の職員</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 第2号に掲げる職員以外の職員 <u>次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 1種 1万2,000円</p> <p>イ 2種 1万円</p>	<p>(<u>管理職員特別勤務手当を支給する職員</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、<u>第2条に規定する職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 1種 1万2,000円</p> <p>(2) 2種 1万円</p> <p>(3) 3種、4種 (<u>教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職を除く。</u>) 及び5種 (<u>教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職を除く。</u>) 8,000円</p> <p>(4) 4種 (<u>教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。</u>) 及び5種 (<u>教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。</u>) 6,000円</p> <p>(5) 6種 4,000円</p>

ウ 3種、4種（教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職を除く。）及び5種（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職を除く。） 8,000円

エ 4種（教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。）及び5種（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。） 6,000円

オ 6種 4,000円

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第6条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第6条第4項の規定による給料月額 1万2,000円

イ 4号給及び5号給 1万円

ウ 2号給及び3号給 8,000円

エ 1号給 6,000円

2 略

2 略

